

残留孤児の国家賠償訴訟

浅野慎一(神戸大学)

※ 兵庫県AALA連帯委員会『アジア・アフリカ・ラテンアメリカ(兵庫県版)』
2021年1月号連載記事に若干加筆しました。

残留孤児は2002年、日本政府を相手取って国家賠償訴訟を起こした。

裁判を起こすには、日本語の壁をはじめとして様々な困難・苦労があった。それでも最終的には全国15の地方裁判所で、永住帰国した残留孤児の約9割(2211名)が原告として立ち上がった。それだけ多くの残留孤児が、全国各地で日本政府の政策に追い詰められ、理不尽さを痛感していたのである。

裁判の争点は、次のとおりである。

【原告・残留孤児の主張】

残留孤児の被害は、戦前・戦後の日本政府の政策(満洲国建国、満洲移民政策、戦争、日本人難民の現地土着方針等)を歴史的背景として生み出された。したがって戦後の日本政府には残留孤児を早期に捜索し、帰国させる義務・責任があった。しかし日本政府はこれを怠り、逆に帰国を妨害・制限する政策(引揚事業の遅延・打ち切り、戦時死亡宣告による戸籍抹消、日本国籍の剥奪、帰国時の身元保証人制度等)をとり、帰国を遅延させた。また帰国が遅れた残留孤児に対し、日本政府は帰国後の自立生活を支援する義務・責任があったが、これも怠り、その結果、残留孤児は日本でも苦難の生活を強いられた。これらは、「国民がひとしく受忍すべき戦争被害」の範疇にとどまらず、戦後の日本政府の政府が生み出した独自の被害である。したがって日本政府は、残留孤児に謝罪・賠償し、新たな支援策を講じるべきである。残留孤児たちは、こうした自らの主張を「日本の地で、日本人として、人間らしく生きる権利」と定式化した。

【被告・日本政府の主張】

残留孤児は、ソ連軍の進攻、および日本敗戦の混乱の渦中で生み出された「戦争被害者」である。「戦争被害」は、すべての国民が等しく受忍すべきであり、したがって日本政府は、残留孤児に特別の賠償・補償を行う必要はない。また残留孤児の肉親捜し・永住帰国は、残留孤児とその家族の「私事」であり、民事不介入の原則をふまえれば、政府は介入すべきではない。日本国籍を離脱し、中国国籍を取得した残留孤児に対し、

日本政府が厳格な入国管理を行うことは、帰国妨害に当たらない。帰国後の生活も、残留孤児とその家族の私事である以上、自己責任、および親族扶養で対処するのが当然であり、日本政府にはこれを支援する法的義務・責任はない。しかも日本政府は、あくまでも人道的立場から側面的な支援（日本語教育等）を実施してきた。日本政府の対応に、瑕疵はない。

【さまざまな判決】

2006年以降、8つの地方裁判所で相次いで判決が出た。

結論からいえば、原告（残留孤児）が勝訴したのは1地裁（神戸地裁）のみ。残りの7地裁は敗訴であった。

ただし、その判決内容や理由は様々である。

ほとんどの裁判所は、残留孤児の被害が、単なる「戦争被害」にとどまらず、多かれ少なかれ戦後の日本政府の政策が生み出した独自の被害だという事実を認めた。つまり戦後の日本政府には、残留孤児を早期に帰国させ、帰国後の自立支援を行う法的義務、または高度な政治責任があったが、しかし政府がとった政策には不備・不十分な点があり、それが残留孤児の被害につながったという事実を認めたのである。それをふまえ、神戸地裁は、国に損害賠償の支払いを命じた。

ではなぜ、他の多くの地裁で残留孤児は敗訴したのか。それは次のような理由による。高知地裁は、国の法律違反を認めたが、既に時効が成立していると判断した。他の多くの地裁は、国の政策・対応が不十分だったことを認めたが、法的な義務違反・違法行為があったとまでは認定できないと判断した。

こうした中で唯一、残留孤児の被害を「国民が等しく受忍すべき戦争被害」と認定し、残留孤児の請求を棄却したのは、東京地裁である。しかも東京地裁は、残留孤児の被害が生じた直接の原因は、孤児を引き取ったのが日本人ではなく、中国人だったからだとして、中国人養父母による引き取り・養育こそが残留孤児にとっての「危険状態」だったと認定した。これは、残留孤児が中国人養父母に引き取られず、中国の地で日本人難民として死んでしまっていたら、残留孤児の被害も生まれなかったということである。あまりに現実認識と人間性を欠いた、奇矯な判決といわざるを得ない。

参考：残留孤児の国家賠償訴訟の各地方裁判所の判決要旨は、

http://www.dignity-reconciliation.jp/document/residing_returnees.html

の「国家賠償訴訟判決要旨」で御覧になれます。